

福岡医発第1913号(地)
平成18年 1月27日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘



福岡県医師会「新かかりつけ医」募集について(お願い)

かかりつけ医という呼称はすでに広く一般化しており、地域医療や介護、福祉との連携の中、あるいは公的文書にも頻繁に使用されています。一方、1990年頃より日本医師会を中心にかかりつけ医推進事業、機能評価など全国展開を試みられてはいますが、英国の家庭医制度との関連や、かかりつけ医という言葉のあいまいさもあり、今日に至ってもはっきりした定義さえなされず、結果としてかかりつけ医の定着、普及を頭打ちにする事態を招いている状況にあります。

しかし、現実的には、我が国の超高齢社会や、医療の高度化、細分化の進展の中においてかかりつけ医は地域医療において益々重要な地位を占めるようになると予想されます。

更に、平成20年に予定されている医療制度改革においてもかかりつけ医は地域医療の核とされ、かかりつけ医自身にも地域における医療、介護、福祉等の情報の習得が求められています。

福岡県医師会では、平成17年1月より地域医療委員会のもと、新たに「かかりつけ医・在宅医療等支援委員会」を発足させ、全国の過去の動向や会員のアンケートなどを通じ、かかりつけ医定着・普及を模索してきました。その結果、別紙要綱で「新かかりつけ医」を募集することにいたしました。基本的には、かかりつけ医制度確立のため、一人でも多くの会員に地域におけるかかりつけ医として手挙げをして頂き、地域医療の発展のため共に努力を重ねようとする理念であります。

つきましては、「新かかりつけ医」の登録や研修会の開催等につきまして、各医師会にご迷惑をおかけいたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

「新かかりつけ医を目指す医師」募集要項

手挙げ方式とし、地域医師会に登録する。平成18年4月スタートを目指し3月中旬より募集を開始する。

資格

1. 福岡県医師会員であり、県内で診療活動を行なっていること。
2. 福岡県医師会の「かかりつけ医の努め」を目標に日常診療に従事すること。
3. 福岡県医師会の「新かかりつけ医宣言」ポスター（かかりつけ医の努めを印刷）を施設内に掲載すること。
4. 日本医師会の生涯教育を修了すること。
5. 県、あるいは地域医師会が単独で認定するかかりつけ医研修会を年一回以上、及び現在行なわれている生涯教育で地域医師会がかかりつけ医研修と認定した研修会に年二回以上出席すること。
6. 本年度はまず公募し、一年後に上記実績をチェックする。（安定すれば二年に一度の更新とする）

その他

研修会の実施については生涯教育委員会、及び地域医療委員会と話し合いを持つ。内容的には、純医学的な講演や癌検診の研修は除き、学校医、予防接種、病診連携、基本検診、福祉・介護に関連したものを認定する。判断は地域医師会に委ねる。

「福岡県医師会かかりつけ医定義」

かかりつけ医とは、患者サイドから選ばれるものである。かかりつけ医は、主に地域の診療所、あるいは中小病院の医師であり、地域の一員として医療を取り巻く 社会的活動に積極的に参加し、日常診療に当たっては自らの守備範囲を医師側の都合で規定せず、患者のもちかける医療、介護、福祉の諸問題にあわせて対応 し、その患者にとって最良の解決策を直接的あるいは間接的に提供すべく努力する医師である。そのため日常的に、地域の医療、介護、福祉のネットワークについて研修を重ねる義務を負うものである。すなわち、かかりつけ医の仕事とは直接的な個別の責務のみを指すのではなく、あくまで、日頃の豊富な研修によって 得たネットワークを自己の患者のために正しく駆使することである。

「かかりつけ医の努め」

1. 自己の専門性も含めプライマリーケアに努めます。その際、患者さんの生活背景を把握し、全人的に接するよう努力します。
2. 自己の範疇を超えるケースに対しては、的確な病院と他の診療所、あるいは診療所どうしの連携を駆使し問題解決に当たるよう努めます。
3. 医療の継続性を重視します。
4. 健康相談、学校医、産業医、各種検診の協力など社会的活動、行政活動には積極的に参加します。
5. 保健・介護・福祉関係者との連携に努めます。
6. 地域の一員として地域住民との信頼関係構築に努めます。
7. 地域の高齢障害者が少しでも長く地域で生活できるよう在宅医療に理解を示します。
8. 上記を達成するため、日常の研修に積極的に参加するよう努めます。